

中央衛生処理場
運転管理等業務委託
プロポーザル参加募集要項

令和2年11月

能代山本広域市町村圏組合

※※※※※ 目次 ※※※※※

第1	はじめに	1
第2	業務の概要	2
1	業務名	2
2	業務の実施場所	2
3	業務期間	2
4	施設の概要	2
5	業務範囲	3
6	業務上限額	3
第3	スケジュール等	4
第4	参加者の資格要件	5
第5	応募に係る書類の作成及び提出の留意事項	6
1	基本的事項	6
2	プロポーザル関係書類に関する事項	7
3	参加資格申請及び参加資格確認に関する事項	8
4	業務提案書類の提出に関する事項	9
5	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	10
6	業務提案書類の審査と受託予定者の決定	11
7	その他	11
第6	事務取扱	13

第1 はじめに

能代山本広域市町村圏組合（以下、「本組合」という。）では、計画処理能力120kL/日の高負荷脱窒素処理方式（+高度処理）によるし尿処理施設「中央衛生処理場（以下、「本施設」という。）」を建設し、平成11年4月より稼動を開始している。本施設は平成28年度に内部の改造工事を実施し、平成29年4月1日より凝集沈殿処理以降の水処理を休止、放流先を能代市公共下水道に変更した。

本組合では、施設運転管理等において民間事業者の技術を活用し、維持管理経費の節減、効果的な施設運営を目的として、包括的民間委託による次年度以降の受託者を選定しようとするものである。

本施設においては、周辺環境へ十分配慮しつつ、信頼性の高い施設運営を行う必要がある。また、処理の安心、安全性はもとより、効率性、合理性、経済性にも十分配慮した施設管理が求められている。このため、受託者には、し尿処理施設の運営管理に関する技術力、ノウハウ等が求められることから、その選定方法は、企画力、技術力、専門性、実績等を有した者を選定することができる応募型プロポーザル方式を採用することとした。

中央衛生処理場運転管理等業務委託プロポーザル参加募集要項（以下、「本募集要項」という。）は、本組合が計画している「中央衛生処理場運転管理等業務委託（以下、「本業務委託」という。）」に係るプロポーザルへの参加意思の確認及び業務提案書等の収集を行うに当たり、参加しようとする者に配付するものである。本プロポーザルに参加しようとする者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類の提出を行うものとする。

第2 業務の概要

1 業務名

中央衛生処理場運転管理等業務委託

2 業務の実施場所

秋田県能代市河戸川字西山下1-2

中央衛生処理場

3 業務期間

本業務委託の業務期間（準備期間及び履行期間）は次のとおりとする。なお、準備期間とは、本業務委託の受託者（以下「受託者」という。）が、本業務委託を履行するにあたって行う準備作業を行う期間である。

(1) 準備期間：受託予定者決定の日から令和3年3月31日まで

(2) 履行期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 施設の概要

本業務委託の対象となる施設の概要を表1に示す。

表1 中央衛生処理場の概要

計画処理能力	120kL/日（し尿：93kL/日、浄化槽汚泥：27kL/日）	
処理方式	水処理	主処理：高負荷脱窒素処理方式（凝集沈殿処理は廃止）
	汚泥処理	脱水
	脱臭処理	中濃度臭気：薬液（酸＋アルカリ・次亜）洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	能代市公共下水道	
し渣・汚泥 処分方法	し渣	場外搬出
	汚泥	場外搬出
竣工年度	平成11年3月31日	
設計・施工	栗田工業株式会社	

5 業務範囲

本業務委託の範囲は次のとおりとし、これらに係る一切の費用は受託者が負担する。
各業務の詳細については、中央衛生処理場運転管理等業務委託要求水準書（以下、「要求水準書」という。）に示す。

(1) 運転管理業務

- ア 各種設備の運転操作業務
- イ 受入業務・搬入管理業務
- ウ 水質管理業務
- エ 汚泥処理・残渣類搬出管理業務
- オ 文書管理業務
- カ 保安管理業務

(2) 保守管理業務

- ア 各種設備の保守業務
- イ 修繕・補修業務
- ウ 衛生管理業務

(3) 調達管理業務

- ア 用役及び物品類の調達業務
- イ 保管・在庫管理業務

(4) その他業務

- ア 見学者等対応支援
- イ 住民対応への協力

6 業務上限額

年間 82,340 千円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

注）この金額は、本業務において令和3年度に本組合に提供するサービスの対価として、本組合が支払うこととなる委託料の上限額とする。なお、業務提案価格は、この上限額を超えてはならないものとする。

第3 スケジュール等

本プロポーザルのスケジュール及び受託者決定までの事務手順は、次のとおりとする。
なお、下記のスケジュールは変更となる場合がある。

	内 容	日 程
1	プロポーザル実施及び参加者募集の公告	令和2年11月30日（月）
2	質問書の提出	令和2年12月 7日（月）から 令和2年12月11日（金）まで
3	質問書への回答	令和2年12月16日（水）
4	参加申込書等の受付	令和2年12月17日（木）から 令和2年12月21日（月）まで
5	参加資格等の決定通知及び受託候補者への業務提案書類の提出依頼	令和3年1月12日（火）
6	業務提案書等の受付	令和3年1月25日（月）から 令和3年1月29日（金）まで
7	プレゼンテーション、ヒアリングの実施	令和3年2月15日（月）から 令和3年2月19日（金）まで
8	選定結果及び非選定結果の通知及び公表	令和3年2月22日（月）から 令和3年2月26日（金）まで
9	業務引継期間	令和3年2月22日（月）から 令和3年3月31日（水）まで
10	委託契約締結	令和3年4月1日（木）

第4 参加者の資格要件

参加者の資格要件は、本プロポーザルへの応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

なお、複数の企業で構成する企業体（共同企業体等）の参加は認めないものとする。

- 1 法人として登録されている者
- 2 本件の参加申込書提出時において、本組合構成市町（能代市、藤里町、三種町、八峰町）いずれかの物品等（委託含む）指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号の規定に該当しない者
- 4 公告日において、東北圏内（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）に本業務に係る契約を締結できる本店、支店または営業所を有している者
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- 6 本件の参加申込書提出時において、国、都道府県及び本組合構成市町の指名停止の措置を受けていない者
- 7 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
- 8 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- 9 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- 10 し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理過程を修了し、かつ、生物学的脱窒素処理方式のし尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理業務について3年以上業務経験した者を専任で配置できる者
- 11 生物学的脱窒素処理方式のし尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理に関して、元請けで3年以上継続して受託実績があること。

第5 応募に係る書類の作成及び提出の留意事項

1 基本的事項

(1) プロポーザル関係書類の承諾

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格申請書類の提出をもってプロポーザル関係書類及び要求水準書の記載内容を承諾したものとする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 用紙及び文字サイズ

提出書類に使用する用紙はA4版とし、文字のサイズを11ポイント以上（図表を除く。）とする。

(4) 提出書類の変更

一度提出された書類は、原則として変更することができない。ただし、本組合が業務提案書類の内容について改善を指摘し、変更する場合はこの限りではない。

(5) 提出書類の返却

提出書類は、原則として返却しない。

なお、本組合は、提出書類を本プロポーザルの手続以外の目的に使用しないものとする。

(6) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、その提出者に帰属する。ただし、本組合に参加資格申請書類を提出した者（以下「応募者」という。）又は参加資格を認定された者（以下「参加者」という。）の承諾を得た場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 費用負担

本プロポーザルに係る書類の作成・提出、現地調査、ヒアリング等に関する費用は、全て応募者又は参加者の負担とする。

(8) 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりしてはならない。

(9) その他

プロポーザル関係書類に定めるもののほか、手続に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者又は参加者に別途通知する。

2 プロポーザル関係書類に関する事項

(1) プロポーザル関係書類の入手方法

ア 配布期間

(ア) 期間：令和2年11月30日（月）から

令和2年12月 4日（金）まで

(イ) 時間：午前9時から午後4時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課（本募集要項「第6 事務取扱」参照）

ウ 配布資料

募集要項、業務提案仕様書、受託予定者選定基準、要求水準書、様式集

（要求水準書を除く資料は、能代山本広域市町村圏組合のホームページからダウンロードすることができる。）

(2) プロポーザル関係書類に関する質問の受付

プロポーザル関係書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年12月7日（月）午前9時から

令和2年12月11日（金）午後4時まで

イ 質問方法

プロポーザル関係書類の内容等に関する質問は、質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メール、又はファクシミリで提出すること。また、ファクシミリの場合は必ず期限までに受信確認を行うこと。

なお、電話、口頭による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の提出先

能代山本広域市町村圏組合（本募集要項「第6 事務取扱」参照）

(3) プロポーザル関係書類への質問に対する回答

プロポーザル関係書類の内容等に関する質問は、令和2年12月16日（水）までに、質問者に対して、各々の質問に対する回答をまとめて公開する。

なお、不当な混乱を招くおそれのある質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

3 参加資格申請及び参加資格確認に関する事項

(1) 参加資格申請

参加資格申請書類は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 期間：令和2年12月17日（木）から

令和2年12月21日（月）まで

(イ) 時間：午前9時から午後4時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法

持参又は書留郵便（受付期間内必着）によること。

ウ 提出部数

3部（正：1部、副：2部）

エ 提出先

能代山本広域市町村圏組合（「第6 事務取扱」参照）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 守秘義務に関する誓約書（様式3）

ウ 参加資格申請書及び添付書類

(ア) 参加資格申請書（様式4）

(イ) 会社概要（様式5）

(ウ) 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し

(エ) 業務実績届出書（様式6）

(オ) 業務実績に係る契約書等の写し

(カ) 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者の経歴（様式7）

(キ) 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者の資格等を証する書類

(ク) 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類

(ケ) 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者個人の業務経歴を証明する書類

(3) 参加資格確認

提出された参加資格申請書類により、応募者が「第4 参加者の資格要件」を満たしているか否かの確認を行う。

参加資格確認の結果については、令和3年1月12日（火）までに各応募者に書面で通知する。なお、電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等による問い合わせには対応しないものとする。

ア 参加資格認定の場合

参加者の資格要件を満たしている者には、参加資格認定通知とともに、業務提案書類の提出を要請する。ただし、参加資格の認定から契約締結までの期間において「第4 参加者の資格要件」を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

イ 参加資格非認定の場合

参加資格を認定されなかった者は、通知を行った日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、本組合に対して書面（様式任意）により認定されなかった理由について、説明を求めることができる。

（ア）受付時間

午前9時から午後4時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出方法

持参によるものとする。なお、電話、電子メール、ファクシミリ、口頭等によるものは受け付けない。

（ウ）提出先

能代山本広域市町村圏組合（本募集要項「第6 事務取扱」参照）

（エ）回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

4 業務提案書類の提出に関する事項

本プロポーザルに応募し、参加資格を認定された者には、業務提案書類の提出を要請する。

（1）業務提案書類の受付

業務提案書類は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

（ア）期間：令和3年1月25日（月）から

令和3年1月29日（金）まで

（イ）時間：午前9時から午後4時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法

持参又は書留郵便（受付期間内必着）によること。

ウ 提出部数

9部（正：1部、副：8部）

エ 提出先

能代山本広域市町村圏組合（「第6 事務取扱」参照）

（2）提出書類

業務提案書類として提出する書類（様式8～9）の記載内容は、以下のとおりとし、価格に関する提案書は（様式10）によるものとする。

ア 技術的事項に関する提案

（ア）業務体制に関する事項

（イ）運転管理業務に関する企画及び技術提案

（ウ）保守管理業務に関する企画及び技術提案

（エ）調達管理業務に関する企画及び技術提案

イ 社会的事項に関する提案書

（ア）地域貢献に関する取り組み

（イ）環境保全に関する取り組み

（3）業務提案書類作成に係る留意事項

業務提案書類は、様式集に基づき作成し、用紙のサイズについても様式集で示されたサイズとする。また、本文は横書きとし、文字サイズは11ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

なお、ロゴマークの使用を含めて、企業名が分かる記述を避けること。ただし、業務提案書類のうち正本1部については、企業名を明らかにすること。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（1）日時及び場所

ア 日時

（ア）期間：令和3年2月15日（月）から

令和3年2月19日（金）まで

（イ）時間：本組合が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 場所

能代山本広域交流センター 第1研修室（予定）

（2）実施時間及び方法

ア 時間

プレゼンテーション45分以内、ヒアリング15分以内

イ 方法

自由形式とする。電子機器は使用可とするが、使用する電子機器は各自準備すること。

ウ 参加者

各社3名以内とする。あらかじめ参加者の役職及び氏名を記載した参加届出書(様式11)を提出すること。

エ その他

プレゼンテーションは、提出した業務提案書に基づき行うこと。

6 業務提案書等の審査と受託予定者の決定

(1) 業務提案書の審査

中央衛生処理場運転管理等業務委託受託予定者選定委員会(以下「委員会」という。)は別添「受託予定者選定基準」に基づき、点数化を行い、総合得点から参加者の順位を決定し、総合点数の最も高い提案を最優秀提案として特定する。

(2) 受託予定者の決定

本組合は、委員会の最優秀提案の報告を踏まえて、受託予定者を決定する。

(3) 非選定結果の通知

ア 受託予定者に選定されなかった候補者に対し、文書により通知する。

イ 非選定事業者は、自己の評価点及び順位について請求することができる。請求する場合は、通知を行った日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その旨を記載した書類(様式任意)を提出すること。

7 その他

(1) 本組合が提示する回答書、指示書等の扱い

本組合が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、プロポーザル関係書類と同等の効力を有するものとする。

(2) 契約について

ア 契約手続

本組合において受託予定者を決定後、その者と契約条件について協議の上、随意契約により、契約を締結するものとする。受託予定者が契約を辞退した場合、又は資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託予定者とし、その者と

随意契約により契約を締結するものとする。

本プロポーザルに参加する者が1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、契約を締結する。

本契約の条件等については、要求水準書及び業務提案書類の内容を基本とし、契約額は、業務提案価格を超えないものとする。

受託予定者は、円滑に本業務を行うことができるように自らの責任において引継及び準備を行い、必要な経費を負担するものとする。

イ 契約保証金

能代山本広域市町村圏組合財務規則第2条で準用する、能代市財務規則第127条第1項第7号により、契約保証金を免除するものとする。

(3) 禁止行為等

ア 禁止行為

選定委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者は、プロポーザルに参加できないものとする。また、参加申込者は、自己の有利なることを目的として、本業務に関わる組合職員、選定委員会の委員、その他本組合関係者に働きかけを行うことを禁止する。これらの行為を行った者については、参加資格を認めず、又は参加資格を取り消し、若しくは既に行った提案について無効とする。

イ 参加資格等の取り消し

参加者又は受託予定者が次に定める事由に該当した場合は、参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

(ア) 提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合

(イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(ウ) 業務委託契約前に「第4 参加資格要件」を欠く事態が生じた場合

(エ) 定められた期日までに、関係書類等を提出しなかった場合

(オ) プロポーザル関係者と不正な接触等を行った場合

(カ) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合

(キ) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合

(4) プロポーザルへの参加の辞退

ア 本プロポーザルに参加を表明した者は、いつでも参加を辞退することができるものとする。

イ 本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届（様式12）により申し出る

ものとする。

ウ 参加を辞退した者は、これを理由として他の案件に係る業者選定等で不利益な取扱を受けないものとする。

(5) プロポーザルの延期、取り止め等

本組合は、やむを得ない理由により、本プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、応募者又は参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第6 事務取扱

本プロポーザルに係る事務取扱は、次のとおりである。

能代山本広域市町圏組合 環境衛生課 プロポーザル担当

住 所 : 〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂3番地2

電 話 : 0185-89-2426

F A X : 0185-89-2420

電子メール : n-kouiki@shirakami.or.jp